

ケアハウス作礼荘運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐津福祉会が開設するケアハウス作礼荘(以下、「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定・生活の充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅介護サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを運営方針とする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウス作礼荘
- (2) 所在地 佐賀県唐津市相知町中山3544番地1

(職員の区分及び員数)

第4条 施設に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 施設長 (管理者) | 1人 (兼務) |
| (2) 生活相談員 | 1人 |
| (3) 介護職員 | 1人以上 |
| (4) 調理員 | 1人 |

(職員の職務分掌)

第5条 職務の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者)
施設職員の管理、業務全般にかかる実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。また、職員に対し必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員
入居者からの相談に応じて適切な助言及び必要な支援を行う。
- (3) 介護職員

入居者の日常生活の介護、援助の業務を行う。

(4) 調理員

入居者の給食業務を行う。

(入居者の定員)

第6条 施設の入居定員は、15人とする。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、定員を超えて受け入れる場合がある。

(入居対象者)

第7条 施設の入居対象者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。

- (1) 身体機能の低下等により、自立した生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により、当該者とともに入居させることが必要と認められる者は、この限りではない。

(利用料等)

第8条 入居者の1月当たりの基本利用料は、佐賀県知事が定めるサービスの提供に要する費用及び生活費を合算した額とする。ただし、生活費については、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して佐賀県知事が定める額を上限額とする。

- 2 入居者は前項の基本利用料の他に、居住に要する費用、居室に係る光熱水費、電話等の使用料及び特別なサービスに要する費用について支払うものとする。
- 3 前各項に掲げる費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。
- 4 入居者は、毎月の利用料等を施設の指定する日までに、指定の方法により支払うものとする。

(サービスの提供方針)

第9条 施設は入居者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活するための機会を適切に提供する。

- 2 施設の職員は、入居者に対するサービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族等に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

(居宅介護サービスの利用)

第10条 入居者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ適切に居宅サービス等を利用することができるよう、必要な援助を行う。

(居室)

第11条 施設が提供する居室は原則個室とし、施設が入居者の心身の状態を鑑み決定する。

2 入居者が次の各号に該当するときは居室を変更することができる。

- (1) 2人部屋の入居者のいずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(食事サービス)

第12条 食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

(生活相談等)

第13条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、入居者又はその家族等に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定の申請等入居者が日常生活を送るために必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者本人又はその家族等が行うことが困難である場合には、その意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

5 施設は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入居者の清潔の保持に努める。

6 施設は、入居者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション等が実施できるように努める。

(緊急時の対応)

第14条 入居者の身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わずいつでもナースコール等で対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適

切な対応を行うものとする。

- 3 入居者が、あらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は、主治医及び協力医療機関等への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(健康の保持)

第15条 入居者に対して定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、入居者の健康の保持に努める。

(入院期間中の対応)

第16条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族等の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

(入居者留意事項)

第17条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定めるケアハウス作礼荘入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底する。

(衛生管理等)

第18条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染対策委員会を、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るもの。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための、指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等を定期的実施するもの。
- (4) 前各号に規定する事項のほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(施設内の禁止行為)

第19条 入居者及び職員は、施設内で次の行為を行ってはいけない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。

- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密保持等)

第20条 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう、職員との雇用契約書の内容に含む等必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 4 施設は、居宅支援事業者等に対して、入居者又はその家族等の個人情報を提供する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(入居)

第21条 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努める。

- 2 施設は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、入居者及びその家族等の希望を十分に勘案し、その入居者の状況に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助を行うよう努める。
- 3 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者及びその家族に対し重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得た上で契約を締結する。

(退居)

第22条 入居者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了する。

- (1) 入居者が死亡したとき。
 - (2) 入居者から契約解除届の提出がありこれを受理したとき。
 - (3) 次条の規定により入居契約を解除したとき。
- 2 前項第2号及び第3号により、入居者が退居する場合には、居宅サービス計画及び施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健福祉医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(転貸等の禁止)

第23条 入居者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入居者以外の者を同居させることはできない。

(非常災害対策)

第24条 非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回行うものとする。

2 施設は、職員に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ、速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について、周知徹底するもの。

(身体的拘束等)

第25条 入居者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 前項の身体拘束等を行う場合には、あらかじめ入居者及びその家族等に対して、身体拘束等の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に文書により説明し、十分な理解を得て文書にて同意を得るものとする。

3 同条第1項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を所定の用紙に記録し、2年間保存するものとする。

4 施設は、身体拘束委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

5 身体拘束等への取組みについては、指針を整備する。

6 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第26条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第27条 施設は、その提供したサービスに係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。また苦情の内容等を記録しなければならない。

- 2 施設は、提供したサービスに関し、佐賀県からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、佐賀県からの求めがあった場合には、改善の内容を佐賀県に報告しなければならない。
- 3 施設は、運営適正化委員会等が行う調査に、できる限り協力しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応は、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については、記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じるものとする。
 - 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力医療機関等)

第29条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めておく。

- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(地域との連携等)

第30条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携協力を行う等地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、その運営にあたっては、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事務及び業務処理)

第31条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところに従い適切な処理に努める。

(会計区分)

第32条 施設は、当該サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第33条 施設は、設備・備品・職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。

2 入居者に提供するサービスの状況に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。